

3 防犯の推進

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和4年度 取組(事業実施)	担当部局	担当課
(1) 防犯意識の向上				
3-1-1 防犯に関する情報提供、指導を通じた取組				
1	交番・駐在所の警察官が各家庭を訪問して、事件・事故等の被害防止等を指導する巡回連絡に積極的に取り組むとともに、交番・駐在所速報やミニ広報紙による情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 各交番・駐在所等の警察官により、各家庭を訪問し、安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項について指導連絡等を行う巡回連絡を恒常的に実施する。 各交番・駐在所等においてミニ広報紙については概ね四半期に1回、交番・駐在所速報については注意喚起すべき事案が発生した都度、それぞれ発行し、管内で発生した事件・事故等に関する広報及び防犯指導等情報提供を実施する。 	警察本部	地域企画課
3-1-2 地域安全情報の発信				
2	メールやSNSを活用し、犯罪情報や防犯情報を配信するとともに、なりすまし詐欺、声掛け事案、強盗、その他必要と認めた犯罪等の発生傾向等を分析して注意を呼び掛ける地域安全情報を発信します。	<ul style="list-style-type: none"> 福島県警察メール配信システム「POLICEメールふくしま」の運用を令和3年4月1日から開始し、現在も継続して活用している。同システムでは、なりすまし詐欺情報、犯罪発生情報、不審者情報、地域防犯情報、交通安全情報、防災情報、お知らせなどの情報を、県警本部及び各警察署から随時配信する。また、県警公式Twitterのアカウントも活用し、地域の安全・安心に関わる情報を幅広く提供する。 	警察本部	生活安全企画課
3-1-3 子どもの安全教育の充実				
3	子ども自身が犯罪から身を守るためには、子どもの防犯意識の向上を図る必要があることから、防犯教室を開催するなど安全教育の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 各学校において、警察等と連携し、防犯教室等を開催するなど安全教育の充実に促す。 学校安全指導者養成研修会を実施する。(3地区) 	教育庁	健康教育課
		<ul style="list-style-type: none"> 子ども自身が犯罪から身を守るためには防犯意識を向上させる必要があることから、警察署において防犯教室を各学校等で開催し、危険を感じた際の大人への知らせ方や逃げ方など具体的な対策を教えて安全教育の充実に努める。 	警察本部	少年女性安全対策課
3-1-4 サイバー犯罪被害防止				
4	サイバー犯罪被害に遭わないため、全ての年齢層を対象とした被害防止講座等の実施やホームページ、SNS等、多様な手段の活用による幅広い広報啓発活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> サイバー防犯ボランティア等と連携した各学校での情報モラル教室、大学や民間企業等と連携した企業向け情報セキュリティセミナー等を実施するほか、多発するサイバー犯罪の手口及び対策について、県警ホームページ、「POLICEメールふくしま」、Twitter、ラジオ広報等の手段を活用し、積極的な情報発信に努める。 	警察本部	生活環境課

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和4年度 取組(事業実施)	担当部局	担当課
(2) 防犯活動の充実				
3-2-1 防犯ボランティア活動支援				
5	<p>防犯ボランティア団体において、効果的で効率的な自主防犯活動が展開できるよう、関係機関が連携して、有用な情報を提供するなど、防犯ボランティア活動の支援に努めます。</p> <p>また、装備資機材が不足している防犯ボランティア団体等に対する支援を行うとともに、青色回転灯装備車両によるパトロールの実施台数の拡大を図るなど、防犯ボランティア活動の支援に努めます。</p>	<p>・地域の防犯力向上に向けて、防犯ボランティア団体や防犯ネットワークに対し、犯罪情勢や防犯に関する情報を随時提供するとともに、防犯ボランティア団体に対する装備資機材支援を行う。</p>	警察本部	生活安全企画課
3-2-2 各主体が連携した地域安全活動の推進				
6	<p>防犯連絡所、消防団、町内会、各種ボランティア団体等との連携を図り、「防犯診断」「子ども見守り活動」等に対して助言や指導を行うとともに、連携して活動を行うなど、地域安全活動を積極的に推進します。</p>	<p>・住民等の意見・要望等を聴取し、検討・協議することにより、安全で平穏な地域社会を実現することを目的とした「交番・駐在所連絡協議会」及び各種ボランティア団体との連携を図り、事件・事故等の発生状況等地域の特性に合った指導助言を行うとともに、各交番・駐在所等の警察官が各種団体と合同で防犯診断や子ども見守り活動を行うなど、連携した地域安全活動を実施する。</p>	警察本部	生活安全企画課 地域企画課
3-2-3 被災者等による自主防犯組織への支援				
7	<p>災害・復興公営住宅等入居者の安全・安心を確保するため、自治会等と連携した治安対策や被災者や事業者等による自主防犯組織の活動支援に努めるとともに、避難指示解除に伴い活動を再開した防犯ボランティアの活動支援に努めます。</p>	<p>・防犯ボランティアや民間パトロール隊と連携し、被災地のパトロール活動を実施するとともに、復興公営住宅や仮設住宅への戸別訪問活動により各種犯罪被害防止を呼び掛ける。</p> <p>・避難指示解除に伴い活動を再開した防犯ボランティアの活動支援を推進する。</p>	警察本部	生活安全企画課
(3) 防犯環境の整備				
3-3-1 地域社会の連携による子どもの安全確保				
8	<p>子どもへの声掛け事案の情報共有や登下校時間帯を始めとして通学路や公園等において子どもの見守り活動により警戒を行うとともに、不審者の早期発見等により被害を防止するため、警察、学校、防犯関係団体、保護者等の地域社会の連携をより一層強化して子どもの安全確保対策を推進します。</p>	<p>・警察、PTA、防犯関係団体等と連携し、子どもの安全確保対策を推進する。</p> <p>・警察等と連携し、不審者等の情報があれば、教育事務所を通して、地教委、学校へ警戒を促す連絡を行う。</p>	教育庁	健康教育課
		<p>・毎月、教育機関や関係団体等に対し、ネットワーク通信を配信して性犯罪、声掛け事案等に関する発生状況や見守り活動についての助言指導を行って、子どもの安全確保対策に努める。</p> <p>・地域ボランティアや少年警察ボランティアと連携し、登下校の見守り活動を実施するとともに、通学路の危険場所を点検するなど子どもの犯罪被害防止に努める。</p>	警察本部	少年女性安全対策課

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和4年度 取組(事業実施)	担当部局	担当課
3-3-2 学校における安全確保				
9	各学校において整備した危機管理マニュアルがしっかり機能するよう、随時の見直しと教職員に対する研修等を行うなど、子どもの安全確保の徹底を指導します。 また、校舎、体育館、プールなどの施設・設備の定期点検及び日常点検の実施を指導し、子どもの安全確保の徹底を図ります。	・管理職を対象とした学校事故防止対策研究協議会において各校の危機管理マニュアルの見直しと改善を促すとともに、引き続き「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」の活用を図る。	教育庁	健康教育課
3-3-3 犯罪が起こりにくい環境整備				
10	道路、公園、駐車場・駐輪場について、自治体や施設の管理者と連携を図り、周囲からの見通しの確保や、防犯灯、防犯カメラの設置などによる犯罪が起こりにくい環境の整備に努め、犯罪抑止対策を推進します。	・施設管理者等と連携を図り、周囲からの見通し確保、照明や防犯カメラの設置等を働き掛け、犯罪の起こりにくい環境整備を推進する。	警察本部	生活安全企画課
(4) 犯罪体制の整備				
3-4-1 地域に密着した警防活動の推進				
11	犯罪や事故のない安全と安心を実感できる社会を構築するため、地域の実態に即したパトロールや巡回連絡、立番等の街頭活動を推進し、犯罪の未然防止活動や職務質問による犯罪の検挙に努めるとともに、県民の声に耳を傾け、地域に密着した活動を推進します。	・交番における立番や人の往来の多い場所等における駐留警戒、事件・事故の発生が多い場所や時間帯における効果的なパトロール等、地域の実態に即した街頭活動を推進する。 ・犯罪の未然防止と検挙のため、立番やパトロールの際、不審者に対する積極的な職務質問と所持品検査を実施する。 ・巡回連絡や各種会合等を通じて、地域における意見・要望等を把握し、警察として必要な措置を講じるなど問題解決活動を推進する。	警察本部	地域企画課
3-4-2 金融強盗、「なりすまし詐欺」等被害の防止				
12	金融機関に対する強盗等の未然防止のため、模擬強盗訓練や店舗に対する防犯診断等により自主防犯体制の整備を図ります。 また、なりすまし詐欺を未然に防止するため、金融機関を始めとする関係機関・団体と警察の緊密な連絡体制の下、各種被害防止対策を推進します。	・金融機関に対する強盗等を防ぐため、防犯診断や防犯指導、模擬強盗訓練や窓口対応訓練等を実施し、防犯対策を継続的に推進する。 また、なりすまし詐欺防止ふくしまネットワークと連携しながら、金融機関窓口等における声掛け訓練や街頭広報キャンペーン等を実施し、なりすまし詐欺被害の未然防止に向けた広報啓発活動を推進する。	警察本部	生活安全企画課
3-4-3 店舗対象の強盗事件等被害の防止				
13	コンビニエンスストア等対象の強盗事件等の未然防止に向けて、管理者対策と自主防犯体制の整備を促進するほか、模擬強盗訓練や店舗に対する防犯診断等の各種施策を推進します。	・特定店舗において、チェックリストに基づく防犯診断を実施し、防犯カメラ設置等のハード面、従業員に対する防犯指導等ソフト面の両面における防犯対策強化を推進する。	警察本部	生活安全企画課